

京都市教育委員会教育長訓令甲第2号

事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

第2条調査課の款第24号中「土木工事」の右に「及び学校施設の小規模な修繕」を加え、同条教職員給与課の款を削り、同条教職員人事課の款第7号を同款第9号とし、同款第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の生涯生活設計に関する事。
- (8) 教職員の公務災害の申請等に関する事

第2条教職員人事課の款人事主事室の項の次に次の1項を加える。

教職員資質向上推進室

- (1) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の資質の向上に関する事。

第2条教職員人事課の款の次に次の1款を加える。

学校事務支援室

- (1) 学校事務職員の資質の向上に関する事。
- (2) 学校事務職員に対する支援及び指導に関する事。
- (3) 学校事務職員の研修に関する事。
- (4) 教職員並びに事務局及び教育機関に勤務する嘱託員及び臨時的任用職員の給与に関する事。
- (5) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の旅費等に関する事。
- (6) 学校及び幼稚園に勤務する教職員の職員証及び職員き章に関する事。
- (7) 教職員の福利厚生に関する事。
- (8) 情報システムの管理運営及び環境整備に関する事。
- (9) 情報化の推進に関する調査及び企画並びに連絡調整に関する事。
- (10) 学校文書の電算化及び学校文書の取扱い(学校文書に係る制度に関するものを除く。)に関する事。
- (11) 学校事務の手引の編さん、整理、保存及び電算化に関する事。
- (12) 教育行財政の調査及び教育事務に関する統計処理に関する事。

- (13) 教育に関する統計並びに資料の収集及び編さんに関すること。
- (14) 局内の統計調査の連絡及び調整に関すること。
- (15) 室内庶務に関すること。

第3条総合育成支援課の款第5号中「及び白河総合支援学校分校開設準備室の」を削り、同条白河総合支援学校分校開設準備室の款及び情報化推進総合センターの款を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)